

## 大田区食べきり応援団登録制度実施要綱

平成 31 年 4 月 26 日 31 環計発第 10135 号部長決定

改正 令和 2 年 12 月 1 日 2 環計発第 10781 号部長決定

改正 令和 3 年 3 月 16 日 2 環計発第 11132 号部長決定

改正 令和 4 年 3 月 9 日 3 環計発第 11319 号部長決定

### (目的)

第 1 条 大田区内の食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者及びその取組を支援する事業者を「大田区食べきり応援団」(以下「食べきり応援団」という。)として登録するとともに、その取組を広く周知することにより、事業者及び消費者への食品ロスに対する意識啓発を図る。

### (事業の委託)

第 2 条 区は、適当と認めた者に食べきり応援団登録制度に係る事業の全部又は一部を委託することができる。

### (対象者)

第 3 条 大田区内で営業する飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等(以下「事業者」という。)で、次の各号に掲げる事項を満たす事業者を対象者とする。

- (1) 排出される資源・ごみを、適正に処理又はリサイクルしていること。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員など(大田区暴力団排除条例(平成 24 年条例第 38 号)第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員、暴力団関係者をいう。)及びその他反社会勢力などの関係者に該当しないこと。
- (3) 風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業などを営む事業者でないこと。
- (4) 法令違反、その他登録するにふさわしくない事実が存しないこと。

### (登録の要件)

第 4 条 区は、前条の事業者であって、次の取組項目のうち、1 つ以上を実践する事業者を食べきり応援団として登録する。

#### 1 飲食店・宿泊施設

- (1) ハーフサイズなど小盛メニューの設定
- (2) 食べ残しを減らすための呼びかけ
- (3) ポスターなどの掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
- (4) 来客者の希望に応じた量の調整
- (5) 持ち帰り希望者への対応
- (6) その他の食べ残しを減らすための工夫

#### 2 食料品取扱事業者等

- (1) 見切り品などの値引き販売
- (2) ばら売り、量り売り、少量パックによる販売

- (3) ポスターなどの掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動の実施
- (4) その他の食品ロス削減につながる取組

(取組内容)

第5条 食べきり応援団は、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 食べきり応援団は、第4条で選択した取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
- (2) 区からの交付物及び独自の食べきり啓発案内を掲示し、食べきり応援団のイメージに沿った周知方法により来店者へこの取組について積極的に周知し、食べ残しの削減に努める。
- (3) 食べきり応援団は、区が実施する取組に関する各調査へ協力する。

(申込方法)

第6条 食べきり応援団として登録を希望する事業者の代表者もしくは責任者(以下「申請者」という。)は、登録申請書(様式第1号)を区へ提出する。

- 2 区は申請者から提出された申請書の内容を確認し、食べきり応援団名簿に記載するとともに、申請者に対して登録証、ステッカーを交付する。
- 3 登録証の発行以降、登録申請時に記載した事項を実施している間、事業者は「大田区食べきり応援団」の呼称及びイラストを営業活動に用いることができる。

(食べきり応援団への支援)

第7条 区は、食べきり応援団に加盟した事業者の取組内容などを区ホームページ、おおた区報などで紹介する。なお、申請者は、応募した時点で店舗情報の紹介に同意したものであるものとする。

(登録の中止)

第8条 食べきり応援団は、取組内容が第4条に規定する取組項目に合わなくなった場合又は店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止届(様式第2号)により区へ届け出るとともに、交付物などの掲示を取り止める。

- 2 区は、登録中止届の内容を確認し、食べきり応援団名簿及び区ホームページなどの掲載情報から削除する。

(登録内容の変更)

第9条 食べきり応援団は、登録申請書(様式第1号)に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書(様式第1号)により区へ提出するものとする。

(登録の抹消)

第10条 区は、食べきり応援団が要件を満たしていない場合、信用を失墜する行為を行う場合など、食べきり応援団として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

- 2 登録を抹消された事業者は、速やかに交付物の掲示を取り止め、抹消日以降「大田区食べきり応援団」の呼称及びイラストなどを営業活動に用いてはならない。
- 3 区が食べきり応援団を抹消した場合の手続きは、第8条第2項に準ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、大田区環境清掃部環境計画課長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。